

かながわりユースショップ認証実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、3Rのうちのリユースの促進を図るため、リユース業者が設ける県内の店舗について知事が認証を行うに当たっての必要な事項を定める。

(対象)

第2条 この要綱が対象とするリユース品及びリユース業者は次のとおりとする。

(1) リユース品 古物(古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第1項に規定する古物をいう。)のうち、次に掲げる区分の品目。

ア 衣類

イ 自転車類(その部分品を含む。)

ウ 写真機類

エ 事務機器類

オ 機械工具類(猟銃、小型船舶、家庭用ゲーム機、産業用使用者が業務用に使用する物を除く。)

カ 道具類(家庭用ゲームソフト、光学的方式により音又は映像を記録した物を除く。)

キ 皮革・ゴム製品類

(2) リユース業者 県内に店舗を設けてリユース品の売買を営むもの。

(認証の基準)

第3条 認証の基準は次のとおりとする。

(1) 店舗情報(住所、電話番号、営業時間、定休日)や、販売するリユース品の状態(キズや故障の有無、付属品の有無、保証の有無)、買取るリユース品の条件に関する情報の提供が行われていること。

(2) 利用者からの相談や苦情に対し適切に対応できること。

(3) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守するなど、利用者から知り得た個人情報が適切に取り扱われていること。

(4) 引き続き営業できる経理的基礎を有しているリユース業者が設置している店舗であること。

(5) 開店から引き続き3年を越えて営業をしている店舗であること。

ただし、第5条第1項第1号に規定する認証リユース業者が現に設置している店舗についてはこの限りでない。

(6) 過去に第11条第1項第2号、第5号又は第6号の規定による抹消を受けた場合に、抹消を受けてから5年を越えている店舗であること。

2 次に掲げるリユース業者は、認証を行わない。

(1) 法人にあっては、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第2条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等

(2) 個人にあっては、神奈川県暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員等

(申請)

第4条 リユース業者が、その店舗について認証を受けようとするときに知事に提出する書類は、かながわりユースショップ認証申請書(第1号様式)のほか、次に掲げる書類とする。

- (1) 古物営業許可証の写し
- (2) 法人にあつては、定款及び登記事項証明書
- (3) 個人にあつては、住民票の写し
- (4) 法人にあつては、直近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- (5) 個人にあつては、直近の事業年度における決算書又は収支内訳書
- (6) 店舗情報等の提供状況を記載した書類(様式別紙1)
- (7) 利用者からの相談、苦情への対応を記載した書類(様式別紙2)
- (8) 個人情報保護に関する取組状況を記載した書類(様式別紙3)
- (9) 業務経歴を記載した書類(様式別紙4)
- (10) 前条第2項各号に該当しない旨の誓約書(様式別紙5)

(認証の手続等)

第5条 知事は、リユース業者から店舗の認証を受けるための申請があり、その店舗が認証の基準に適合すると認めるときは、申請のあったリユース業者に対し、当該店舗(以下「リユースショップ」という。)を認証するかながわりユースショップ認証書(第2号様式)を交付する。また、次に掲げる事項をかながわりユースショップ認証簿に記載し公表する。

- (1) 認証リユース業者(設置した店舗について認証を受けたリユース業者をいう。以下同じ。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名
 - (2) リユースショップの名称及び所在地
 - (3) リユースショップにおいて取り扱うリユース品の区分
 - (4) リユースショップの連絡先(ホームページアドレスを含む。)
 - (5) 認証の年月日及び次条の有効期間の満了日
- 2 認証に当たっては、第3条第2項各号に該当しないことを神奈川県警察本部に照会する。
- 3 知事は、認証の基準に適合しない場合には、その理由を付して申請のあったリユース業者に通知する。

(認証の有効期間)

第6条 認証の有効期間(以下「有効期間」という。)は、認証の日から起算して5年(初回の認証にあつては、3年)とする。

(認証書等の掲示等)

第7条 知事は、認証リユース業者に対し、かながわりユースショップ認証書をリユースショップ内に掲示することを要請する。

- 2 知事は、認証リユース業者に対し、リユースショップごとに認証ステッカーを交付するとともに、認証ステッカーを利用者の見やすい場所に貼ることを要請する。

(認証の更新)

第 8 条 認証は、認証リユース業者から申請があった場合に更新する。

2 更新に当たって知事に提出する書類は、かながわりユースショップ認証申請書 (第 1 号様式)、第 4 条第 4 号又は第 5 号に規定する書類のほか、第 4 条第 2 号、第 3 号及び第 6 号から第 10 号に規定する書類のうち、前回の申請時に提出したものと内容に変更があったものとする。

3 知事は、更新に当たっては、第 5 条に規定する手続き等を行う。

4 更新の申請があった場合において、有効期間の満了の日を過ぎて、かながわりユースショップ認証書を交付することとなった場合は、従前の認証は継続しているものとみなす。

(変更の届出)

第 9 条 認証リユース業者が、第 5 条第 1 項第 1 号から第 4 号に掲げる事項の変更があったときに届け出る書類は、リユースショップ認証変更届出書 (第 3 号様式) とする。

2 知事は、前項の届出があったときは、速やかに、リユースショップ認証簿の当該届出事項に係る記載事項の変更を行う。

(届出による抹消)

第 10 条 認証リユース業者が、次に掲げる事情が生じたときに届け出る書類は、かながわりユースショップ認証辞退届出書 (第 4 号様式) とする。

(1) リユースショップを閉店したとき。

(2) リユース業を廃止したとき。

(3) 認証を継続する意思がなくなったとき。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該リユースショップに係るリユースショップ認証簿の記載事項を抹消するとともに、かながわりユースショップ認証書の返却を求める。

(知事による抹消)

第 11 条 知事は、リユースショップ又は認証リユース業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自ら、当該リユースショップに係るリユースショップ認証簿の記載事項を抹消する。

(1) 第 3 条第 1 項第 1 号から第 4 号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

(2) 虚偽又は不正な手段により認証を受けたことが明らかになったとき。

(3) 有効期間満了により認証が失効したとき。

(4) 前条第 1 項各号に該当することが明らかになったとき (同項の規定による届出があった場合を除く。)

(5) 認証リユース業者が第 3 条第 2 項に該当すると認めるとき。

(6) その他認証店舗としてふさわしくないと認められるとき。

2 知事は、前項第 1 号、第 2 号又は第 6 号の規定による抹消を行おうとするときは、あらかじめ、当該リユースショップに係る認証リユース業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

3 知事は、第 1 項の規定による抹消を行ったときは、その旨を当該抹消に係るリユース業者に通知するとともに、かながわりユースショップ認証書の返却を求める。

(現地確認)

第12条 知事は、この要綱を施行するに当たり、必要な場合には現地確認を行う。

(県による情報提供)

第13条 県は、県民、事業者、市町村及び関係機関に対し、リユースショップの利用の促進に資する情報提供を行う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(施行の事務)

2 この要綱の施行に関する事務は、神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課において行う。

(経過措置)

3 この要綱は、当分の間、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第4号に掲げる中小企業者に適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。